

【訪問看護重要事項説明書】

2025 年 4 月 1 日現在

1・済生会福島訪問看護ステーションの概要

(1) 事業所の所在地, サービスを提供する地域

事業所名 済生会福島訪問看護ステーション

住所 〒960-1101 福島市大森字下原田 25 番地

電話番号 024-544-5188

介護保険指定番号 0760190090

医療機関(ステーション)コード 0190090

サービス提供地域 福島市

(2) 当訪問看護ステーションの職員体制

	資格	常勤	非常勤	業 務 内 容	計
管理者	看 護 師	1		管理職・訪問看護	1
看 護 職 員	看 護 師	6	0	訪 問 看 護	6

(3) サービス提供時間帯

①通常時間帯

〔月, 火, 水, 木, 金〕 8時30分～17時15分

②休業日

土・日 および 12/30～1/3 祝日の訪問については状態により、相談させていただきます。

※ 休業日でも訪問ご希望の方は、ご相談ください。

2・サービス内容

①利用者の健康相談、病状観察 ②身体の保清(清拭、洗髪、足浴手浴など)

③自宅のお風呂を使った入浴介助 ④リハビリテーション

⑤療養指導(食事指導、排泄に関する対策や指導、生活上の注意事項)

⑥医師の指示のもとでの医療処置の援助

〔経管栄養チューブの管理、気管切開部の処置、人工呼吸器の管理、人工肛門の管理、点滴の管理、膀胱内留置カテーテルの管理、創傷及び褥瘡処置、排泄管理ケア、在宅酸素療法ケア、喀痰の吸引 など〕

⑦介護者の健康相談や様々抱える問題ごとの相談

⑧効果的な介護方法の指導

⑨介護用品、福祉機器の活用と紹介 ⑩24時間電話相談・対応

3・利用料金について

訪問看護利用料金(介護保険)(医療保険)については、【別紙】を参照してください。

4. 利用料金のお支払い方法

口座引落としのお手続きをしていただきます。

ゆうちょ銀行の場合　－　引落日　毎月２５日

ゆうちょ銀行以外の金融機関の場合　－　引落日　毎月２７日

・毎月１０日頃に請求書と領収書を郵送させていただきます。

※領収書は再発行いたしませんので、紛失しないよう保管してください。

紛失した場合は、ご要望に応じて「利用料証明書」を発行いたしますが、証明書代として１，０００円（別途消費税）いただきます。

5. 事故・災害発生時の対応

事故・災害が発生した場合は、利用者の安全を確保し、家族・各関係事業所への連絡・報告等、迅速、誠実に対応します。さらに、全員で事例を検討し、再発防止に努めます。

6. 災害や感染症拡大の影響で職員体制が取れない場合の対応

- ・ 災害や感染症拡大により訪問機能に影響を及ぼす場合、訪問の縮小をお願いすることがあります。また、やむを得ない事情により訪問ができない場合もあります。
- ・ 当事業所の訪問が難しい場合で、医療処置が必要な訪問に関しては、当ステーションが所属する福島県訪問看護連絡協議会の他訪問看護事業所に訪問を依頼する場合があります。

7. 個人情報の開示

職員は業務上知り得た利用者、その家族に関する秘密を厳守致します。

別紙（個人情報保護のお取り扱いについて）に基づき、利用者もしくはその家族の同意を事前に得るものとします。

8. サービスの利用方法

（１）サービスの利用開始

指定訪問看護は、介護支援専門員の居宅サービス計画と主治医が交付する訪問看護指示書に基づいて実施されます。訪問看護計画作成と同時に契約を結びサービスの提供を開始致します。

（２）サービスの終了

①利用者様の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する１週間前に文書でお申し出ください。

②当訪問看護ステーションの都合でサービスを終了する場合

人員不足などやむを得ない事情によりサービスの提供を終了させて頂く場合には、終了１ヶ月前までに文書でお知らせ致します。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくとも自動的にサービスを終了致します。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合。
- ・ 要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合。
- ・ 利用者が死亡した場合。

④その他

- ・ 当訪問看護ステーションが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合で、サービスの終了を希望する場合は、文書で即座にお申し出ください。
- ・ 利用者様がサービス料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金の支払いを催促しても10日以内に支払われなかった場合、または、利用者様や、ご家族が、当訪問看護ステーションや当訪問看護ステーション職員に対して本契約を継続しがたい程の背信行為を行った場合には、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合があります。

9. 当訪問看護ステーションの特徴

(1) 運営方針

病気による障害などのため家庭で療養されている利用者に対して、かかりつけの医師からの指示に基づき、密接な連携のもとに看護サービスを提供致します。住み慣れた自宅で家族に囲まれ、安全に安心して豊かな生活が送れるように看護サービスを提供いたします。

看護サービス提供にあたっては、ご本人の意向を尊重しながら、ご家族の気持ちも大切にした納得のいく看護計画をご本人、ご家族とともに、立案し、実践していきます。看護サービスは、日常的な健康管理から、様々な医療機器管理の必要な方、日常生活動作の維持、回復訓練などのサービスを提供致します。このために家族、地域住民、地域の医療施設や、行政の関係機関さらに、居宅介護支援事業所、介護サービス事業所などと有機的連携を図っていきます。更に、当訪問看護ステーションは、済生会福島総合病院とも連携を図り、地域の医療と福祉の向上を目指します。

(2) 安心してご利用頂くために

- ①看護サービスについては、看護手順、基準に基づきながら、各利用者の個別性を重視し援助いたします。
- ②職員の資質向上のために、職場内外を問わず日常的、計画的に研修を行います。

10. 緊急時の対応方法

サービス提供時に様態に変化を認めた場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者などへ連絡いたします。

	氏 名	連 絡 先
主治医		
連帯医師		
ご家族		
支援事業者		

1 1. サービス内容に関する苦情

- ・当訪問看護ステーションの看護サービスに関するご相談、苦情を承ります。

【電話】 5 4 4－5 1 8 8

【受付時間】 月～金曜日 8時30分 ～ 17時15分

【担当者】 所 長 新谷 真由美

- ・当訪問看護ステーションの他に市町村又は国民健康保険団体連合会に対して苦情を申し立てることができます。

【福島市】

介護保険課（電話 0 2 4－5 2 5－6 5 8 7）

【福島県国民健康保険団体連合会】

介護福祉課 苦情相談窓口（電話 0 2 4－5 2 8－0 0 4 0）

尚、実施するサービスの第三者評価は実施しておりません。

年 月 日

訪問看護の提供に当たり利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業所	所在地	福島県福島市大森字下原田 25 番地
	名 称	済生会福島訪問看護ステーション
	管理者	新谷 真由美 印

説明者 氏 名

私は、本書面に基づいて事業者から上記重要事項の説明を受けました。

利用者

住所 _____

氏名 _____

家族または代理人

住所 _____

氏名 _____ 続柄 ()